



お知らせ INFORMATION

ケーブルテレビ
さゆりチャンネル
1月の放送案内

◆新企画

協力隊(タイ)ムス

地域おこし協力隊の活動紹介コーナーです。(にしあいづニュースワイド内で放送)

◆マイビデオ募集中!

お正月の行事や風習など、皆さんが撮影した貴重な映像をお寄せください。

〈問い合わせ先〉

(二社)西会津ケーブルネット
☎ 45-4461

お済みですか?
令和2年度
「償却資産」申告

固定資産税は、土地、家屋のほか償却資産(事業用の設備、機械、車両といった資産)に対しても課税されます。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産を申告する義務があります。

町では、会社や個人で工場や商店などを経営している対象者に関係書類を12月中旬に発送していますので、申告期限の1月31日(金)までに申告をお願いします。

また、売却や滅失などで資産がなくなった場合でも、届け出をしないと引き続き課税されてしまいますので、償却台帳に記載された資産をもう一度確認してください。申告用紙が届かない場合や、新たに事業用資産を所有した人は、連絡ください。

〈問い合わせ先〉

町民税務課 税務係
☎ 45-2212

喜多方税務署から
確定申告につい
てのお知らせ

◆申告書は国税庁ホームページで作成できます

ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、郵送などで提出することが出来ます。詳しくは国税庁ホームページを確認ください。

◆申告書作成会場について

◎開設期間 令和2年2月17日(月)～3月16日(月)
※土日祝日を除く

◎相談受付時間 午前9時～午後4時

◎開設時間 午前9時～午後5時

◆申告に関する相談について
所得税・消費税・贈与税の申告に関する相談は左記「確定申告電話相談センター」を利用ください(音声ガイダンスに従い「0番」を選択)

〈問い合わせ先〉

喜多方税務署
☎ 0241-245050

除雪機使用時の
事故に注意!

除雪機を使用する際は次の点に注意し、事故を防ぎましょう。

◎作業中は絶対に周りに人を近づけない

◎作業時以外は必ずエンジンを切る

◎雪詰まりを取り除く際はエンジンを持ち、必ず雪かき棒を使用する

◎後進する際は足元や後方の障害物に注意する



人混みでの事故に
遭わないために

年末年始は初詣や初市などに大勢の人が集まり、そうした場所では思いもよらない事故が発生することがあります。事故や事件に遭わないた

めにも次のことに心掛けて行動しましょう。

◎時間に余裕を持ち、早めに
出掛ける

◎人の流れに逆らったり、他
人を押しついたりしない

◎現場の警察官や警備員などの
指示や誘導に従う

〈問い合わせ先〉

町民税務課 町民生活係
☎ 45-2215

「どことレ」で
降雪時の列車の
運行状況を確認

JR東日本が提供する「どことレ」はパソコンやスマートフォンで列車の運行状況が確認できるサービスです。降雪時などに運行状況や運休等を調べることができます。電話による列車時刻等の問い合わせは左記へ連絡ください。

◆どことレURL

<http://doko-train.jp>

◆JR東日本お問い合わせセンター

☎ 050-2016-1600
※午前6時～午前0時

1月10日は
110番の日

110番は交通事故専用の緊急通報用電話番号で、県内のどこからかけても福島市の警察本部通信司令室で集中受理します。事件事故の現場については、地元だけの俗称を使わず、具体的な説明をお願いします。

◆通報する際の心掛け

- (1) Ⅱいち早く
- (1) Ⅱ急がず慌てず
- (0) Ⅱ冷静に

◆お尋ねする主な内容

- ◎何がありましたか
- ◎いつのことですか
- ◎場所はどこですか
- ◎犯人は誰ですか
- ◎犯人の逃走方向はどちらですか
- ◎状況(ケガ・現場等)はどうか
- ◎あなたの名前等は



◆住所が分からない時は?

◎目の前にある建物、道路、橋、河川などの目標となるものの名前、近くに民家がある

マルチ商法に
注意しましょう

あればその住所を伝えてください

◎電柱(電力柱・NTT柱)の番号は場所の特定にとっても有効です

◆「#9110」をご存じですか?

急ぎではない警察への相談は、警察相談ダイヤル「#9110」(シャープ・きゅう・いち・いち・ゼロ)をご利用ください。

◎利用時間

平日の午前9時～午後5時
(年末年始・祝日を除く)

〈落とし物等の問い合わせ先〉

喜多方警察署
☎ 0241-225111

還付金詐欺
に注意!

喜多方警察署管内で、還付金詐欺が発生しました。ATMで直接、還付金を受け取る手続きはありません。不審な電話には対応せず、警察などに相談しましょう。

〈問い合わせ先〉

町民税務課 町民生活係
☎ 45-2215



以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。

